

商品概要説明書

J A 年金シルバー定期貯金

(2022年11月29日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | ・ J A 年金シルバー定期貯金 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人 ・ 「公的年金※1」、「企業年金※2」、および各種手当（児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、医療特別手当、特別手当、保険手当、健康管理手当）の受取を当組合で既に開始されている方 ・ 当組合で新たに公的年金※1・企業年金※2および各種手当の受取を開始される方 ・ 公的年金※1・企業年金※2および各種手当の受取指定を当組合へ変更される方 ・ JA 年金共済（終身）を受取指定されている方。但し、公的年金受給とかさなっている場合は、公的年金を受給している店舗にて契約可能となります。 ・ 制度上、年金の受給資格を持たない 65 歳以上の在日外国人の方 <ul style="list-style-type: none"> ※1 公的年金とは国民年金、厚生年金、共済年金をいいます。 ※2 企業年金のうち国民年金基金、厚生年金基金、農業者年金基金に限ります。 |
| 期 間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1 年（非自動継続・元金自動継続・元利金自動継続） |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1 円以上 500 万円まで（但し、組合員（家族含む）は 1000 万円まで） ・ 1 円単位 |
| 払戻方法 | ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20%（国税 15%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 |
| 手 数 料 | — |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。 |
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 20% |
| 年金の受取りが消滅した場合の取扱い | ・ 証書または通帳記載の利率にかかわらず、預入日当日の期間 1 年のスーパー定期貯金店頭表示金利を預入日に遡って適用します。 |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>貯金保険制度 (公的制度)</p> | <p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p> |
| <p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p> | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問い合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> |
| <p>その他参考となる 事項</p> | <p>・本商品の利用は、公的年金または恩給の受取りを指定されている店舗のみで、1人1店舗に限ります。 ・シルバー定期貯金の名義は、年金受給者名義に限ります。</p> |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいずみの